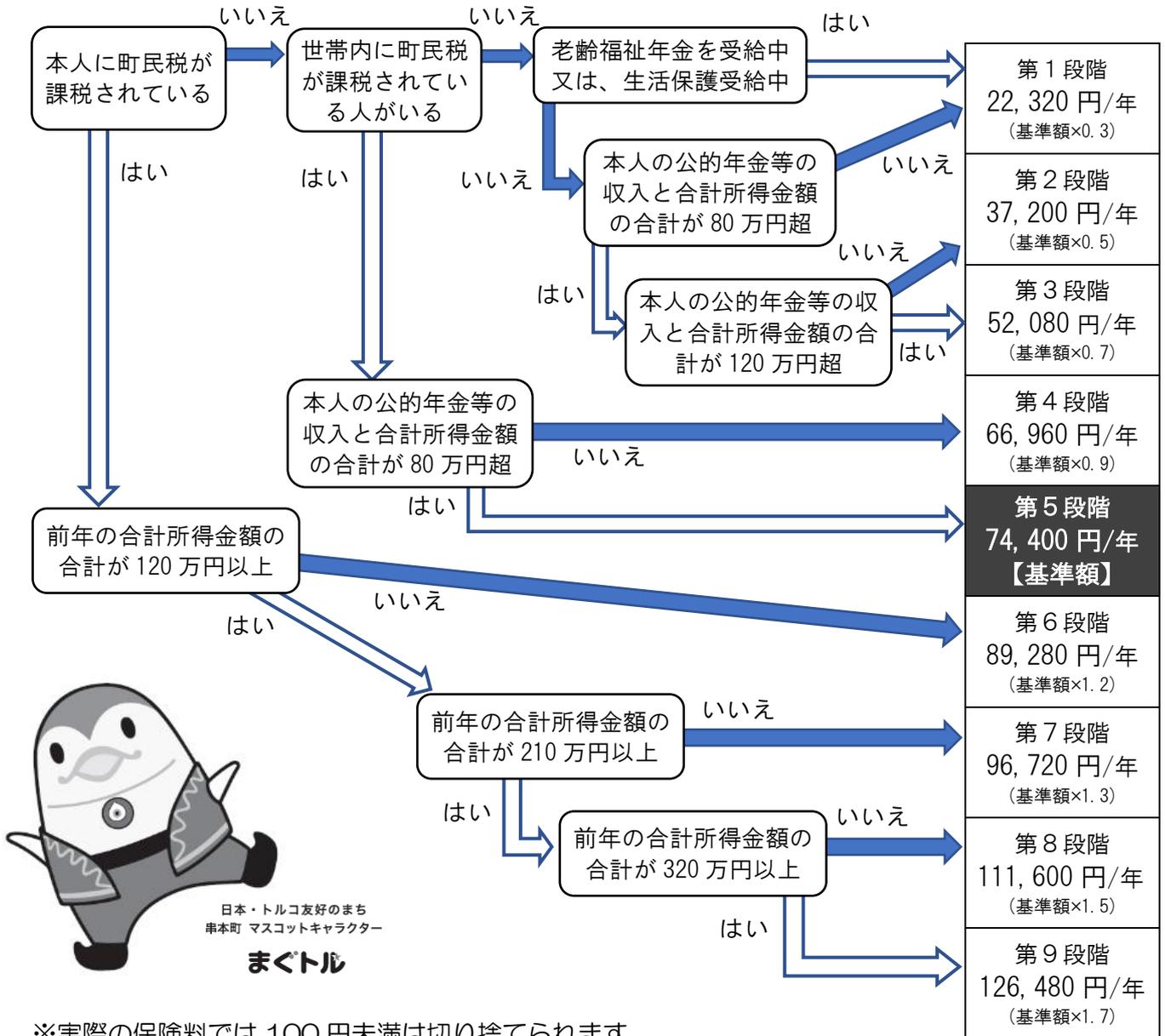


# 介護保険料の計算方法

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料については、下図のとおりです。



※実際の保険料では100円未満は切り捨てられます。

「合計所得金額」とは、前年中の収入金額から必要経費などに相当する金額を控除した金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）や損失の繰越控除をする前の金額です。また、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合には、特別控除後の金額となります。

なお、令和3年度からは、税制改正により給与所得控除額および公的年金控除額が10万円引き下げられますが、保険料段階への影響が及ばないように、第1～5段階については、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額を用い、第6段階以上については、合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した額を用います。